

障 害 者 (児) 福 祉

本事業の窓口は「福祉共生部共生社会推進室障害福祉課」
(☎559-5075 FAX562-1294) です。
他の機関が担当する場合のみ窓口を明記しています。

1. 障害者相談員

障害者又はその保護者等の相談に応じ、必要に応じた援護・指導をしています。相談には、同じ障害のある障害者や保護者等が相談員として相談に応じています。

身体障害者相談員 8名

知的障害者相談員 2名

精神障害者相談員 5名

2. 身体障害者更生相談所

市町（神戸市を除く）からの依頼を受けて、身体障害者の自立と社会参加を支援するための専門的な相談・判定を行っています。主な業務は以下の2つです。

- ①補装具（義肢、装具、車いす、座位保持装置、補聴器等）の要否判定と処方、及び適合判定
※定期的に市町を巡回し、補装具（義肢、装具、車いす）に係る判定・相談も行っています。
- ②自立支援医療（更生医療）の要否判定

〒651-2134 神戸市西区曙町 1070 番地

（兵庫県立総合リハビリテーションセンター内）

TEL 078-927-2727（代表） FAX 078-927-2745

3. 知的障害者更生相談所

知的障害者福祉法第12条に基づき、主に次の業務を行っています。

- ①知的障害者に関する問題につき、家庭やその他からの相談に応じること
- ②18歳以上の知的障害者の医学的・心理学的・職能的判定と、必要な指導を行うこと
※必要に応じて巡回指導や相談も行っています。

〒651-0062 神戸市中央区坂口通2丁目1番地1号

（兵庫県福祉センター内）

TEL 078-242-0737

FAX 078-242-0736

4. 補聴器相談

これから補聴器を使おうという方、現在使用されている方の簡単な修理など「聞こえ」に関する相談を行っています。

(1) 相談日

原則第2・4水曜日の10:00～12:00

*さんだ社協だよりや三田市社会福祉協議会総合受付（TEL 559-5700
FAX 559-5704）等でご確認ください。

(2) 場 所 総合福祉保健センター 1階相談室

(3) 相談員 認定補聴器専門店相談員

5. 身体障害者

目や耳、手足、内臓などに一定程度以上の永続する障害のある人で、身体障害者福祉法に基づき県知事から身体障害者手帳を交付された人をいいます。

6. 身体障害者手帳

身体障害者手帳は、身体に一定以上の障害（視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・免疫機能・肝臓）が認められる場合に交付される手帳で、さまざまな身体障害者の福祉サービスを利用するときが必要となります。

身体障害者手帳の等級は、障害の程度により1級から6級までの区分があります。

(1) 初めて手帳の交付を申請しようとする人は、次のものをご用意の上、障害福祉課の窓口までご提出ください。

- ① 身体障害者手帳交付申請書（所定用紙は障害福祉課にあります）
- ② 身体障害者指定医師の診断書・意見書（所定用紙は障害福祉課にあります）
- ③ 顔写真（たて4cm×よこ3cmの大きさで脱帽・上半身、6カ月以内に撮影したもの）
- ④ 印鑑（認め印）

(2) 手帳を所持している人は、一例ですが、次のような制度が必要に応じて受けられます。

- ① 障害福祉サービス（ホームヘルプ・デイサービス・短期入所・グループホーム等）
- ② 補装具・日常生活用具の交付・修理
- ③ バス・電車・航空運賃の割引
- ④ NHK放送受信料の減免
- ⑤ 有料道路通行料金の割引
- ⑥ タクシー料金の割引
- ⑦ 税金の控除・減免（所得税・住民税・自動車税等）
- ⑧ 運転免許取得費助成・自動車改造費助成
- ⑨ 医療費の助成（重度障害者医療費助成制度、更生医療）
- ⑩ その他

7. 知的障害者

知的障害者とは、いろいろな原因によって脳の発達がうまくいかなかったか、発達途上（おおむね18歳未満）において、脳に障害を受けたために、主として知能の働きが弱く、自己の身の周りのことからの処理及び、社会生活への適応が困難な状態にある人をいいます。

8. 療育手帳

療育手帳は、知的障害のある方（児童を含む）に対して、一貫した指導・助言・相談や、福祉の援護を受けやすくするために交付されます。

療育手帳は、心理判定・医学判定・調査結果・IQ(知能指数)などを総合して、川西こども家庭センター(基本的に18歳未満が対象)または知的障害者更生相談所(基本的に18歳以上が対象)で判定された後に交付されます。

初めて療育手帳の交付を申請しようとする人は、障害福祉課にご相談ください。

(1) 手帳を所持している人には、一例ですが、次のような制度が必要に応じて受けられます。

- ① 障害福祉サービス(ホームヘルプ・デイサービス・短期入所・グループホーム等)
- ② バス・電車・航空運賃の割引
- ③ NHK放送受信料の減免
- ④ 有料道路通行料金の割引
- ⑤ タクシー料金の割引
- ⑥ 税金の控除・減免(所得税・住民税・自動車税等)
- ⑦ 医療費の助成(重度障害者医療)
- ⑧ その他

9. 精神障害者

統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他精神疾患を有する人をいいます。

精神障害者の住み慣れた地域での暮らしを支援するため、相談窓口を設けています。

〔相談窓口〕

○三田市障害福祉課

- ・自立支援医療(精神通院)について
- ・精神障害者保健福祉手帳について
- ・福祉サービスや社会復帰施設の利用について

○三田市精神障害者支援センター

- ・福祉サービスや社会復帰施設の利用について
- ・精神障害者や介護者を対象とした生活相談

○宝塚健康福祉事務所

- ・心の健康、社会復帰
- ・アルコール、思春期、青年期等の健康医療、社会福祉に関する相談

10. 精神障害者保健福祉手帳

一定の精神状態にあることを証明するもので、この手帳を取得することにより、福祉的サービスが受けやすくなり、精神障害者の自立と社会参加を促進するための手助けとなります。

精神障害のため日常生活や社会生活に障害がある人が対象となり、1～3級までの等級があります。

(1) はじめて手帳の交付を受けようとする人は、次のものを用意してください。

- ① 精神障害者保健福祉手帳交付申請書(所定用紙は障害福祉課にあります)

- ② 医師の診断書（所定用紙は障害福祉課にあります）または、精神障害を受給理由とされている障害年金証書の写し及び直近の年金振込通知書の写し及び同意書（所定用紙は障害福祉課にあります）
 - ③ 顔写真（たて4cm×よこ3cmの大きさを肩・脱帽、1年以内に撮影したもの）
- (2) 手帳を所持している人には等級により、次の制度が、必要に応じて受けられます。
- ① 障害福祉サービス（ホームヘルプ・デイサービス・短期入所・グループホーム等）
 - ② 税金の控除・減免（所得税・住民税・自動車税等）
 - ③ NHK放送受信料の減免
 - ④ タクシー料金の割引
 - ⑤ 医療費の助成（重度障害者医療）
 - ⑥ その他

11. 障害児の支援

支援の種類		内 容	相 談
通所支援	児童発達支援	未就学の障害児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行う	障害福祉課
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害などで通所での支援の利用が困難な児童に対して、居宅を訪問して発達支援を行う	
	放課後等デイサービス	就学中の障害児に、授業の終了後又は夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行う	
	保育所等訪問支援	障害児が集団生活を営む保育所等の施設を訪問し集団生活への適応のための専門的な支援を行う	
入所支援	福祉型障害児入所施設	保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の支援を行うことを目的とする施設	川西こども家庭センター
	医療型障害児入所施設	保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の支援及び治療を行うことを目的とする施設	

12. 自立支援医療(更生医療・育成医療)

障害の程度を軽減・除去したり、障害の進行を防止して、日常生活を容易にするための医療給付を受ける制度です。次のような手術や医療を県知事が指定した医療機関で手術や医療を受ける場合

に適用されます。

- ◇肢体不自由…人工関節置換術等
- ◇心臓…弁形成術、ペースメーカー植込み等
- ◇肝臓…肝臓移植、肝臓移植後の抗免疫治療法(免疫抑制療法)
- ◇腎臓…血液透析療法等
- ◇免疫…免疫機能障害に対する医療等

13. 自立支援医療(精神通院)

在宅精神障害者の適正な医療を普及させることを目的としています。

【対象者】 統合失調症、気分障害、てんかん、器質性精神障害、認知症などを患い、精神科や心療内科に通院している人

【手続方法】 自立支援医療費(精神通院医療)支給認定申請書・診断書(所定用紙は障害福祉課にあります)

健康保険証の写し・市民税課税額が確認できるもの(非課税の場合は、年金額等、収入の額がわかるもの)

14. 重度障害者(児)医療費助成

診療時の健康保険適用後の自己負担分を公費で助成する制度です。

受診の際には下記の一部負担金が必要です。

負担区分	①一般	②一般以外	説明
入院時	月 2,400 円まで	月 1,600 円まで	連続して 4 ヶ月以上入院した場合、4 ヶ月目以降の一部負担金は 0 円
外来時	1 日 600 円まで	1 日 400 円まで	同一保険医療機関で月 3 日以上受診した場合、3 日目以降の一部負担金は 0 円

①は本人・配偶者・扶養義務者それぞれの住民税所得割税額が 235,000 円未満の人

②は本人・配偶者・扶養義務者全員が住民税非課税で、年金収入と他の所得を加えた額が 80 万円以下の人

※ 自立支援医療等が利用できる場合は、当制度は利用できません。

【対象者】 後期高齢者医療に加入していない人で

- ① 身体障害者手帳 1～3 級の人
- ② 療育手帳 A(重度)の人
- ③ 精神障害者保健福祉手帳 1 級の人(ただし、精神疾患に関する治療は助成対象外)

【申請に必要なもの】

健康保険証、印鑑、手帳(身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)、所得・課税証明書(1 月 2 日以降に転入した人)

【窓口】

国保医療課 給付係 TEL 559-5049 FAX 559-2636

15. 高齢重度障害者医療費助成

診療時の健康保険適用後の自己負担分を公費で助成する制度です。

受診の際には下記の一部負担金が必要です。

負担区分	①一般	②一般以外	説明
入院時	月 2,400 円まで	月 1,600 円まで	連続して 4 ヶ月以上入院した場合、4 ヶ月目以降の一部負担金は 0 円
外来時	1 日 600 円まで	1 日 400 円まで	同一保険医療機関で月 3 日以上受診した場合、3 日目以降の一部負担金は 0 円

①は本人・配偶者・扶養義務者それぞれの住民税所得割税額が 235,000 円未満の人

②は本人・配偶者・扶養義務者全員が住民税非課税で、年金収入と他の所得を加えた額が 80 万円以下の人

※ 自立支援医療等が利用できる場合は、当制度は利用できません。

〔対象者〕 後期高齢者医療に加入している人で

- ① 身体障害者手帳 1～3 級の人
- ② 療育手帳 A (重度) の人
- ③ 精神障害者保健福祉手帳 1 級の人 (ただし、精神疾患に関する治療は助成対象外)

〔申請に必要なもの〕

健康保険証、印鑑、手帳 (身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)、所得・課税証明書 (1 月 2 日以降に転入した人)

〔窓口〕

国保医療課 給付係 TEL 559-5049 FAX 559-2636

16. 日常生活用具

重度の障害者、難病患者等に対し、日常生活をおこなう上で不自由・不便がある場合、自力での生活を容易にするために必要な用具を給付しています。原則 1 割の自己負担が必要ですが、世帯の課税、収入状況に応じて自己負担の上限があります。

(1) 種目

特殊マット・特殊寝台・住宅用火災警報器・盲人用時計・ストマ用装具などの給付

(2) 対象者

障害の程度や等級などの条件により給付できる品目が異なります。

17. 補装具

体の失われた部分や思うように動かすことのできないような障害のある部分を補って、日常生活を容易にするための用具に要する費用を支給しています。原則 1 割の自己負担が必要ですが、世帯の課税、収入状況に応じて自己負担の上限があります。

(1) 種目

- ① 視覚障害
盲人安全杖・眼鏡等
- ② 聴覚障害
補聴器
- ③ 肢体障害
義手・義足・車椅子等

(2) 対象者

身体障害者手帳の所持者であり、身体障害者更生相談所又は市町による判定で必要と認められた人（児童の場合は指定医療機関の意見書が必要です）

18. 障害者のスポーツ

障害者がスポーツを通じて体力づくりや仲間づくりを図り、健康で生きがいのある生活が営めるようにするとともに、多くの人々が障害に対する理解を深め、障害者の社会参加を促進することを目的としています。

(1) 兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会（身体・知的・精神）

- ①陸上・水泳・卓球・フライングディスク・サウンドテーブルテニス
＜例年5月下旬頃＞
- ②車いす使用者の部
＜例年4月下旬頃＞

19. 重度心身障害者（児）介護手当

重度の心身障害者の介護者に介護手当を支給することにより、その介護者と障害者の負担を軽減し、もって福祉の向上に役立つことを目的として支給しています。

(1) 受けられる人

次の項目全てに該当する障害者を介護している人

- ① 身体障害者手帳1・2級または療育手帳「A」を所持する65歳未満の障害者（児）
- ② 在宅で6か月以上常時寝たきりの状態または日常生活において同程度の介護を必要とする人
※但し、障害者本人が障害福祉サービスや介護保険サービスを利用している場合は支給対象となりません。
- ③ 住民税が非課税世帯

(2) 手当の額年額 100,000円

20. 特別障害者手当等

ア) 特別障害者手当

身体または精神に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする 20 歳以上の在宅の人に支給されます。

(1) 受けられる人

著しく重度の障害とは、独自の障害程度の認定基準があります。

例えば、重い関節リウマチ・脳性マヒ、その他脳出血後遺症などのため、すわったり立ち上がったりすることができず、食事、排便、入浴、移動、衣服の着脱など日常動作のほとんどすべてに介護を必要とする場合や、両目両耳ともに重い障害のある場合、また、知的障害や認知症のため常時特別の介護を必要とする場合などです。

- ① 身体障害者手帳 2 級以上の障害や、重度の精神障害などが重複している人、または同程度の障害がある人
- ② 身体障害者手帳 2 級以上の障害と、それぞれ異なる 3 級程度の障害が 2 つあり、あわせて 3 つの障害のある人

(2) 支給額

特別障害者手当の支給額は、月額 27,200 円（平成 31 年 4 月 1 日現在）です。（所得制限を超過しているときは支給停止になります。）

(3) 支給月

毎年 2 月・5 月・8 月・11 月に、それぞれの前月分までが支給されます。

イ) 障害児福祉手当

20 歳未満の在宅の重度障害児には、障害児福祉手当が支給されます。障害の程度は、身体障害者手帳 1 級程度か、知的障害の重度判定が対象となります。手当は、月額 14,790 円（平成 31 年 4 月 1 日現在）となります。（所得制限を超過しているときは支給停止になります。）支給日は、特別障害者手当と同じです。

※特別障害者手当は、施設に入所または病院に 3 か月を越えて入院している人、障害児福祉手当は、施設に入所または障害を支給事由とする公的年金を受給している人は支給されません。

21. 心身障害者扶養共済

心身障害者（児）の保護者が生存中、一定額の掛金を納付することにより、保護者が万一死亡（重度障害を含む）したときに、残された障害者に終身一定額の年金を支給するものです。

(1) 加入対象

65 歳未満の人で、現に障害者を扶養している人

(2) 一口追加

現在加入している人、または今後加入する人は加入後 65 歳になるまで任意のときに一口追加できます。

(3) 掛金

加入時の年齢により月額 9,300 円から 23,300 円に分かれています。

なお、掛金の納付が困難な人には、掛金の免除・減額制度があります。

(4) 加入者が死亡、または重度障害となった場合は、一口あたり月額 2 万円が支給されます。

22. 意思疎通支援者派遣事業

市内に住所を有する人で、公的機関・医療機関等へ行くなど地域生活または社会生活を営むうえで必要なとき、手話通訳者・要約筆記者を派遣し意思疎通支援を行います。

〔対象者〕

(1) 聴覚障害者

(2) 音声または言語機能障害者

〔費用〕

派遣費用は無料です。

〔手続方法〕

身体障害者手帳、印鑑

* 事前登録が必要です。また、派遣希望日の 7 日前までに派遣申請をしてください。

23. 手話通訳者の配置

聴覚及び音声・言語機能に障害のある人が市役所に来られたときに、コミュニケーションを円滑に行えるように手話通訳者を配置しています。

〔利用できる日時〕

月曜日～金曜日 9:00～17:30

24. 生活福祉資金の貸付

他からの資金の利用が難しく、資金の貸付けにあわせて必要な指導援助を受けることで自立生活できると認められる世帯や、身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人がおられる世帯や日常生活上介護を要する 65 歳以上の高齢者がおられる世帯に対し、次のような貸付制度があります。

〔種類〕

福祉資金、教育支援資金、総合支援資金、不動産担保型生活資金、緊急小口資金、臨時特例つなぎ資金

〔内容〕

貸付額は、資金の種類によって異なります。原則として 1 名の、連帯保証人が必要。

貸付利率は連帯保証人を立てる場合は無利子、立てない場合は年 1.5%

不動産担保型生活資金は、年 3%、教育資金、緊急小口資金は無利子

〔窓口〕

三田市社会福祉協議会 権利擁護・成年後見支援センター

TEL 550-9004 FAX 559-5704

借入申込・償還とも、民生委員の指導を受けることが前提となっています。

25. 身体障害者更生資金特別貸付事業

身体障害者の自立更生を図るため、事業を行うのに必要な資金（生業費）や就職に際し必要な資金（支度費）、就職に必要な知識や技能を習得するための資金（技能習得費）の貸付がおこなわれます。

〔内 容〕

貸付限定額 40万円、利率年3%

据置期間1年、償還期間4年以内、連帯保証人必要。

〔対象者〕

県内に6か月以上居住の20歳以上の身体障害者手帳を持っている人で生活福祉資金の貸付を受けている人。

〔窓 口〕

身体障害者相談員

兵庫県身体障害者福祉協会

TEL 078-242-4620 FAX 078-242-4260

26. 在宅重度障害者（児）生活環境改善資金貸付事業

在宅重度障害者（児）の家庭での生活介護を容易にするため住宅の改造資金を貸付します。

〔内 容〕

貸付額 100万円以内、償還6年以内（6か月据置）、無利子、連帯保証人必要。

〔対象者〕

身体障害者手帳1・2級、または療育手帳「A」を持っている人及びその家族（県内在住6か月以上）

〔手続方法〕

事業計画書、見積書、住民票抄本。審査会あり。

〔窓 口〕

身体障害者相談員・知的障害者相談員

兵庫県身体障害者福祉協会

TEL 078-242-4620 FAX 078-242-4260

兵庫県手をつなぐ育成会

TEL 078-242-4644 FAX 078-242-4069

27. 声の広報

三田市のニュース（広報・議会報等）や視覚障害に関する情報を音声としてCDに記録し、郵送によりお届けしています。

〔対象者〕

視覚に障害のある人

〔窓口〕

三田市社会福祉協議会ボランティア活動センター

TEL 564-0410 FAX 559-5945

〔配布先〕 ※デージー図書（CD）読上げ装置 貸出可

会報名	録音時間	秘書 広報課	※図書館	※障害 福祉課	人権 推進課	議会事務局
伸びゆく三田 1日号	90分	○	○	○		
伸びゆく三田 15日号・人権 さんだ	90分	○	○	○	○	
声の新聞三田	60分		○			
さんだ社協 だより	60分		○			
三田市議会 だより	60分		○			○
泉のベンチ	90分		○			
図書館だより	60分		○			

28. タクシー料金助成利用券

公共交通機関を利用することが困難な重度心身障害者（児）及び重度精神障害者が、タクシーを利用する場合にその経費の一部を助成することにより、外出を支援する事業を実施しています。（施設入所中・入院中の方は対象外です。）

〔対象者〕

市内に住所を有する在宅の人で、次のいずれかに該当する人

- ① 身体障害者手帳1級または2級
- ② 療育手帳A判定
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1級

〔助成方法〕

- ① 1か月あたり4枚のタクシー料金助成利用券を交付申請の翌月分から交付
- ② 利用券1枚で、580円の助成

タクシー乗車料金の範囲内で、複数枚数の使用が可能

※タクシー料金助成利用券は三田市と契約しているタクシー会社で利用できます。

29. リフト付タクシー

一般のタクシーを利用することが困難な車いす等利用者が、車いすや移動寝台に乗ったまま移動できるリフト付タクシーを利用できます。

〔利用者〕

身体障害者手帳の有無にかかわらず、車いすまたは移動寝台の利用者

※原則として、介助者1名以上の添乗が必要です。

〔利用の予約、申込〕

原則として利用日の前日までに予約

〔利用料金〕

大型タクシー運賃から小型タクシー運賃まであります。

一般のタクシーと同様に、障害者割引及び前述のタクシー料金助成利用券が利用できます。

30. 緊急通報ファクス事業

聴覚や音声・言語に障害があるため、電話による緊急連絡が困難な障害者を対象に「火災や救急」・「事件や事故」の際の消防署や警察署への緊急連絡がファクスでできます。

〔対象者〕

聴覚や音声・言語に障害があり、ファクスによらないと緊急連絡が困難な人で自宅にファクスがある人。

〔手続方法等〕

事前に所定の申込書で登録が必要です。登録後個人番号のついた専用用紙（通報用）を配布します。

31. 緊急通報システム機器設置サービス

家庭で安心して生活できるよう、緊急通報機器を設置し、急病の際に押しボタンで消防署に通報を送り、近隣協力員の協力を得て救援されるサービスです。

〔対象者〕

日常生活の中で常時注意が必要なひとり暮らしの方など。

〔費用負担〕

利用する世帯の生計中心者の前年分所得税が課税の場合は、月額500円、非課税の場合は無料

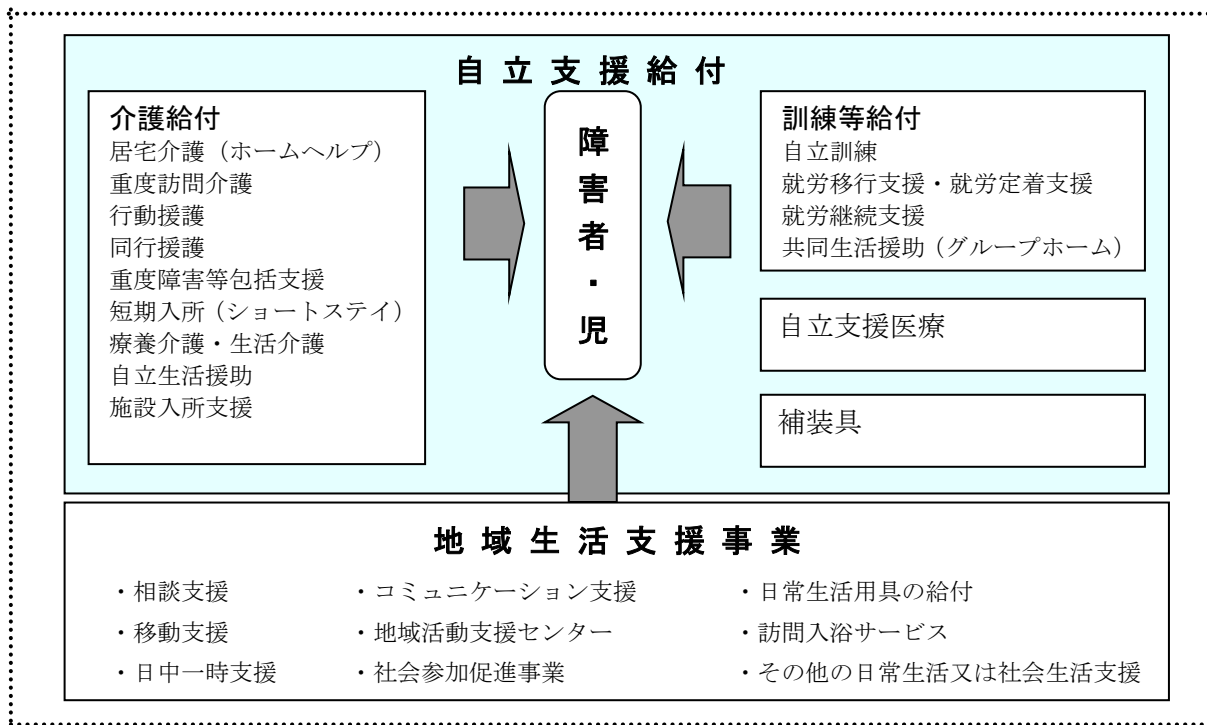
32. 障害福祉サービスの利用について

障害のある人への福祉サービスの基本的な部分は、地域社会における共生の実現に向けての概念のもと、「障害者総合支援法」に規定されており、この法によって障害者の日常生活及び社会生活

の総合的な支援を図ります。

<サービスの体系>

サービスは、個々の障害のある人々に必要な支援の割合や勘案すべき事項（社会活動や介護者、状況）をふまえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス（自立支援給付）」と、地域の実情や利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。「障害福祉サービス（自立支援給付）」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられ、それぞれ利用のプロセスが異なります。



介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います
	同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護や排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行います
	重度障害者等包括支援	介護の必要がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います

	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します
	施設入所支援（障害者支援施設での夜間ケア等）	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	自立生活援助	施設に入所していた人がひとり暮らしを始めた時に、生活や健康、近所づきあいなどに不具合が生じていないか、訪問して必要な助言などを行います
訓練等給付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労継続支援	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労定着支援	一般企業へ移行した人が就労に伴う環境変化による生活面の課題に対応できるように企業や自宅への訪問、来所による必要な支援を行います
	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います
	計画相談支援	サービス等利用計画案の作成やサービス利用状況の検証を行い、事業者との連絡調整を行います
相談支援事業	地域移行支援	障害者支援施設等、精神科病院、保護施設等に入所している者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います
	地域定着支援	居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います
自立支援医療		指定医療機関での医療費を一部公費負担する制度です。更生医療、育成医療、精神通院医療があります。
補装具費		障害者の身体機能を補完、代替し、長時間にわたり継続して使用される補装具の購入費、修理費の支給をします
地域生活支援事業	相談支援	障害者やその介護者からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助を行います
	コミュニケーション支援	聴覚、言語機能などの障害のため、意志疎通を図ることに支障がある障害者などに手話通訳者・要約筆記者の派遣などを行います
	日常生活用具給付	重度障害者の日常生活の便宜を図るため必要な用具を給付します
	移動支援	円滑に外出できるよう、移動を支援します
	地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です
	福祉ホーム	家庭環境、住宅事情等から在宅での生活が困難な障害者に低額で居宅を提供する事業者を支援します

	訪問入浴サービス	在宅での入浴が困難な障害者の居宅を訪問し、入浴サービス提供します
	更生訓練費給付	就労移行支援、自立訓練事業を利用している障害者に訓練費を支給します
	日中一時支援	障害者の日中活動の場を確保し、介護者の休息、就労の支援を行います
	社会参加促進事業	自動車運転免許取得、自動車改造の助成などを行うことにより障害者の社会参加を支援します
障害児通所支援	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。(未就学児対象)
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害などで通所での支援の利用が困難な児童に対して、居宅を訪問して発達支援を行います(未就学児対象)
	放課後等デイサービス	学校の事業終了後または休業日に、生活能力の向上のための必要な訓練、社会との交流の促進などを行います
	保育所等訪問支援	障害児が集団生活を営む保育所などの施設を訪問し、集団生活への適用のための専門的な支援を行います

サービス利用までの流れ

サービス利用の申し込み

市の窓口で障害福祉サービス利用の申請をします。

相談支援事業者を選択し、『サービス利用計画案』の作成を依頼

「サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案提出依頼書」の作成を依頼します。

障害支援区分認定調査

○ 認定調査員がご自宅等で、心身の状況等（80項目のアセスメント）を聞き取りします。
○ 認定審査会で、障害支援区分の認定を行います。
※ 18歳未満の方や訓練等給付のみ利用の場合、障害支援区分の認定はありません。

認定審査会

支給決定・受給者証の交付

市からサービスの支給決定通知、受給者証が届きます。

サービス利用開始

サービス提供事業者と利用契約の上、サービスの利用がスタートします。

モニタリング実施

相談支援事業者が、決められたモニタリング期間ごとにサービスの利用状況等を検証し、必要に応じて計画の見直しを行います。

<利用者負担>

介護給付、訓練等給付の利用者負担は、原則1割の定率負担となりますが、課税額等に応じて月額負担上限額が設定され、一月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

また、低所得の方に配慮し、補足給付等の負担軽減策が講じられています。

【障害者（18歳以上）】※1

課税状況	所得区分		負担上限額（月額）
市 民 税 課 税 世 帯	一般	所得割 16万円以上	37,200円
		所得割 16万円未満	9,300円
市 民 税 非 課 税 世 帯			無 料

【障害児（18歳未満）】

課税状況	所得区分		負担上限額（月額）
市 民 税 課 税 世 帯	一般	所得割 28万円以上	37,200円
		所得割 28万円未満	4,600円
市 民 税 非 課 税 世 帯			無 料

※1 障害者（18歳以上）については、本人と配偶者だけの所得により区分を認定します。

※2 施設に入所されている方は、在宅の方（上記）と上限負担額が異なる場合があります。

33. 高額障害福祉サービス費等

同一世帯に障害福祉サービスを利用する人が複数いる場合や、他の制度に係るサービスを併せて利用した場合などで、自己負担額の合計が一定額を超えた時に、超過した額を高額障害福祉サービス費等として支給します。

〔対象となる利用者負担〕

- 障害福祉サービス（介護給付費等）
- 障害児施設給付費
- 介護保険サービス
- 補装具費

34. 障害児通所支援の多子軽減措置

同一世帯の兄、姉が保育所、幼稚園等に通園している場合、または市町村民税所得割の合算額が77,101円未満の世帯で保護者が監護し、生計が同一の子どもが複数いる世帯で2人目以降の児童が障害児通所支援を利用している場合、第2子以降の障害児通所支援（児童発達支援等）の利用料が、軽減されます。

35. 児童発達支援等の利用者負担の無償化

令和元年10月1日から就学前の障害児を支援するため、3歳から5歳までの障害のある子どもたちのための児童発達支援等の利用者負担が無償化されます。また、幼稚園、保育所、認定こども園等と合わせて利用する場合は、両方とも無償化の対象となります。ただし、利用者負担以外の費用は、引き続きお支払いいただくこととなります。

〔無料となるサービス〕

- 児童発達支援 ○医療型児童発達支援 ○居宅訪問型児童発達支援
- 保育所等訪問支援 ○福祉型障害児入所施設 ○医療型障害児入所施設

〔対象となる子ども〕

時 期	対 象 者
2019年10月1日 ～2020年3月31日	誕生日が 2013年4月2日～2016年4月1日までの障害のある子ども
2020年4月1日 ～2021年3月31日	誕生日が 2014年4月2日～2017年4月1日までの障害のある子ども